

あびこ型『地産地消』推進協議会の会則（30年5月改定）

あびこ型「地産地消」推進協議会会則

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、あびこ型「地産地消」推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所および事務局を我孫子市高野山新田 193 番地 手賀沼親水広場内水の館 2 階におく。

（目 的）

第2条 協議会は、我孫子市における安全・安心、新鮮農産物の地産地消を推進するため、農家、消費者・市民、関連する企業・商工業者・団体、我孫子市およびちば東葛農業協同組合と協働して、「豊かで住みよい“農あるまちづくり”」を追求する。

（地産地消の基本原則）

第3条 あびこ型「地産地消」の安全・安心、新鮮農産物の普及・促進に関することおよび地域の消費者・市民に供給することを基本原則とする。

- （1）あびこ型「地産地消」の安全・安心、新鮮農産物は「あびこエコ農産物」と称する。
- （2）「あびこエコ農産物」の位置づけおよび育成・普及については別に我孫子市が定める。

（事 業）

第4条 協議会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- （1）「あびこエコ農産物」の普及、推進に関すること。
- （2）「あびこエコ農産物など」の販路拡大、支援に関すること。
- （3）援農ボランティアに関すること。
- （4）学校給食等へのエコ農産物などの供給支援に関すること。
- （5）農家と消費者・市民との交流および農を通じた食育に関すること。
- （6）あびこ型「地産地消」推進の広報・PRおよび農業・市民団体等との協働・連携に関すること。
- （7）協議会活動の活性化推進の企画立案に関すること。
- （8）その他必要な事項

第 2 章 組 織

（構 成）

第5条 協議会は、会の目的に賛同する次の者をもって構成する。

- （1）農家会員：農家
- （2）一般会員：消費者・市民
- （3）法人等会員：企業・商工業者、市民団体、NPO 法人等
- （4）我孫子市
- （5）ちば東葛農業協同組合

2 会員は、協議会の活動全般について、関与すること並びに意見を述べることができる。

(入会・会員資格の喪失)

第6条 入会しようとする者は、入会申込書に会費を添えて会長に提出するものとする。また、会員の資格は会計年度単位とし、会員が退会届を提出したとき又は会計年度内に会費を納入しなかったとき、その資格を失う。

(組織・役員)

第7条 協議会に、運営・活動の方針を企画・立案・執行するため運営委員会をおき、同委員会のもとに第4条の「事業」を推進する部会をおく。

(1) 運営委員会

次項第1号で定める役員で構成し、運営は「運営委員会細則」による。

(2) 部会

第4条の「事業」を行うため、次のとおり部会をおく。なお、部会の新設、廃止、名称変更等は運営委員会の承認のもとに行なうことができる。変更後は速やかに会報やその他の方法で会員に知らせ、次の総会で報告する。また、特定のイベント開催等に関して、運営委員会の承認の下に、その企画・立案・執行のため臨時に当該の実行委員会を組織することができる。

- ① エコ農産物普及推進部会
- ② 食育交流部会
- ③ 援農ボランティア部会
- ④ 学校給食支援部会
- ⑤ 広報部会
- ⑥ 総務部会

2 協議会に次の役員をおき上記の組織・事業を運営するものとし、その選任方法と任務は別項のとおりとす。また、会長は必要に応じて顧問を委嘱することができる。なお、顧問は役員ではない。

(1) 役員

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 3 名以内
- ③ 総務担当 若干名
- ④ 会 計 若干名
- ⑤ 上記第1項第2号に定める各部会長

なお、副会長、総務担当、会計については我孫子市がそれぞれ1名以上推薦した者を充てる。

(2) 選任

我孫子市以外の役員は、当会の構成員から総会において選任する。

(3) 任務

各役員の任務は次のとおりとする。なお、事務局長は協議会の事務処理全般を執り行う。

- ① 会長は、協議会を代表して会務を総括する。また、会長は原則として各部会の実行委員会並びにイベント等の実行委員会には属さない。

- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に不都合があるときは、その職務を代行する。
- ③ 総務担当は、協議会の庶務を担当する。
- ④ 会計は、協議会の会計事務全般を行う。
- ⑤ 部会長は、部会を代表してその運営にあたる。そのため、部会長は会員より担当実行委員を若干名選任して当該部会の実行委員会を組織し、運営委員会の承認を得て、弾力的に運営する。
- ⑥ 顧問は、必要に応じて協議会およびその事業・活動に関して助言を行うことができる。

(会計監事)

第8条 協議会に会計監事2名をおき、総会において選任する。なお、会計監事のうち1名は、ちば東葛農業協同組合が推薦した者を充てる。

2 会計監事は、協議会の会計監査を行う。監査方法は監査細則による。

(任期等)

第9条 役員および会計監事等の任期は1年とし、再任を妨げない。欠員により補充する役員および会計監事は運営委員会の承認を受けるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

第 3 章 総 会

(総会の種類)

第10条 総会は、定期総会並びに臨時総会とする。

(総会の開催)

第11条 総会の招集は次のとおりとする。

- (1) 定期総会は、会長が招集する。
- (2) 臨時総会は、必要が生じたときに会長が招集する。

2 定期総会は、毎年1回開催し前年度事業終了後、2ヶ月以内に開催する。定期総会では、前年度の事業報告および会計報告、新年度の事業計画・予算ならびに役員の選任等を行う。

(総会の議長)

第12条 総会の議長は会長が行なう。但し、会長が指名した場合は、当該の者が代行できる。

(総会の定足数)

第13条 総会は、出席者と委任状を併せた総数が、構成員の30パーセント以上に達したときに成立する。議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

第 4 章 会 費

(会 費)

第14条 会費は次のとおりとする。

農家会員、一般会員、法人等会員は、年額1,000円

2 以下の構成員は、それぞれの予算の範囲内で負担金を納入するものとする。

(1) 我孫子市

(2) ちば東葛農業協同組合

第 5 章 会 計

(会計)

第 15 条 協議会の経費は、会費、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 雑 則

(会則の改廃)

第 16 条 本会則は、総会において出席者の過半数の賛成をもって改廃することができる。但し、第 7 条第 1 項(2)にいう部会の新設、廃止等に関しては、同条の規定に拠るものとする。

(委 任)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、特に必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成 16 年 1 月 24 日から施行する。

附則

この規約は、平成 17 年 4 月 19 日から施行する。

附則

この会則は、平成 18 年 4 月 15 日から施行する。

附則

この会則は、平成 20 年 4 月 24 日から施行する。

附則

この会則は、平成 22 年 5 月 26 日から施行する。

附則

この会則は、平成 26 年 5 月 17 日から施行する。

附則

この会則は、平成 30 年 5 月 12 日から施行する。